



平成 26 年 1 月 24 日

各 位

東京都渋谷区南平台町 17-6

イー・キャッシュ株式会社

代表取締役 小山 静雄

(コード番号：3840 東証マザーズ)

問合せ先 代表取締役 小山 静雄

電話番号 03-6823-6011 (代)

#### 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日平成26年1月24日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うとともに、投資家の皆さまがより投資を行いやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図るためであります。

#### 2. 株式の分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成26年3月31日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の有する株式数を、1株につき100株の割合をもって分割します。

##### (2) 分割により増加する株式数

① 分割前の発行済株式総数	65,237株
② 今回の分割により増加する株式数	6,458,463株
③ 分割後の発行済株式総数	6,523,700株
④ 分割後の発行可能株式総数	26,000,000株

(注) 上記の数値は、平成26年1月24日時点の発行済株式総数に基づくものであり、上記①～③の株式数については、今後、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります

(3) 分割の日程

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ① 基準日公告日 (予定) | 平成26年3月14日 (金曜日) |
| ② 基準日         | 平成26年3月31日 (月曜日) |
| ③ 効力発生日       | 平成26年4月1日 (火曜日)  |

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社株式の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成26年4月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
(第4回新株予約権) 平成18年3月27日臨時株主総会 で決議した新株予約権	22,000円	220円

(5) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に関しまして、資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式数

上記「2. 株式の分割の概要」の効力発生日である平成26年4月1日(火曜日)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日(火曜日)

(参考) 平成26年3月27日(木曜日)をもって、東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割の概要」「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年4月1日(火曜日)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>260,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>26,000,000</u>株とする。</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p> <p>第 7 条 <u>当社の単元株式数は 100 株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下条文繰り下げる)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第 1 条 <u>第 6 条の変更及び第 7 条の新設並び にこれに伴う条数の繰下げの効力発生 日は、平成 26 年 4 月 1 日とする。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日をもってこれを削除する。</u></p>

以上